

仙覚と六条家本万葉集

一 仙覚の参照した万葉集

仙覚が『万葉集』の校勘を行う際、様々な本を用いたことは西本願寺本万葉集など、仙覚の文永三年の校訂を伝える本の巻第一の奥書から窺える。西本願寺本の記載を引用しておこう。引用中の【】は割注を示す。

此本者、正二位前大納言征夷大將軍藤原卿、始自寛元元年初秋之比仰付李部二千石源親行校調万葉集一部。為令書本以三箇証本令比校親行本畢。同四年正月、仙覚、又請取親行本并三箇証本重校台畢。是則一人校勘依可有見漏事也。三箇証本者、松殿入道殿下御本【帥中納言伊房卿手跡也】、光明峯寺入道前撰政左大臣家御本、鎌倉右大臣家本也。此外、又以兩三本令比校畢。而依多本直付損字書

入落字畢。

寛元四年十二月廿二日、於相州鎌倉比企谷新釈迦堂僧坊以治定本書寫畢。

同五年二月十日、校点畢。又重校畢。

今、此万葉集仮名、他本皆漢字哥一首書畢、仮名哥更書之常儀也。然而、於今本者、為糺和漢之符合、於漢字右令付仮名畢。如此雖令治定、今又見之、不審文字且千也。仍弘長元年夏比、又以松殿御本并兩本【尚書禪門真觀本、基長中納言本】遂再校、糺文理誤謬畢。

又同二年正月、以六条家本比校畢。此本異他、其德甚多。珍重々々。

彼本奥書云、

承安元年六月十五日、以平三品【經盛】本手自書寫

中 嶋 真 也

畢。件本、以二条院御本書写本也。他本仮名、別書之。而、起自叡慮被付仮名於真名。珍重珍重。可秘藏々々々。

從三位行備中權守藤原重家

彼御本、清輔朝臣点之云々。愚本仮名皆以符合。

水月融即、千悦万感。弘長三年十一月、又以忠定卿本比較畢。凡此集、既以十本遂校合畢。又文永二年閏四月之比、以左京兆本【伊房卿手跡也】令比較。而後、同年五六兩月之間、終書写之功、初秋一月之内令校点畢。

この後、仮名の位置、紺青や朱を用いたことなどを述べ、「文永三年八月十八日 権律師仙覚」と記され、この奥書は閉じられる。

ここには、仙覚の『万葉集』の校訂の過程が述べられている。仙覚は、將軍藤原頼經の命で源親行の作業を寛元四年引き継いだことがわかる。仙覚は一度の校訂に満足することなく、校勘を続けていくわけだが、その過程で用いられた本の名前を整理すると次のようになる。

寛元四年（二四〇）正月

親行本、三箇証本〔松殿入道殿下御本（帥中納言伊房卿手跡）・光明峯寺入道前撰政左大臣家御本・鎌倉右大臣家本〕で

校合。

寛元四年（二四〇）

兩三本で比較。

弘長元年（二六一）夏ごろ

松殿御本、両本（尚書禪門真觀本、基長中納言本）にて再校。

弘長二年（二六二）正月

六条家本（二条院御本の流）にて比較。

弘長三年（二六三）十一月

忠定御本をもって比較（十本で校合の旨記される）。

文永二年（二六五）閏四月初

左京兆本（伊房卿手跡）にて比較。

以上のように、仙覚が参照した本の名称ならびに時期が明記されているが、これらの本は現存せず、仙覚が実際どのように利用したかの解明は難題である。しかし、その校訂過程を窺わせるものに、著作『万葉集註釈』（以下『註釈』とする）がある。

『註釈』は、歌をただ記すだけでなく、釈を施すゆえに、取り上げる本への仙覚の判断が明瞭に窺える。無論、西本願寺本万葉集など仙覚系諸本にも、右に記した仙覚が参照したと思われる本の名称が歌によつては記されるが、それらがすべて仙覚の自筆本に存在したものは断定出来ず、後人の書き入れの可能性もある。したがって、まずは『註釈』に記される万葉集の本々の記述を確認することが、仙

「覚」の校訂過程を考察する上で第一に必要とされるだろう。

その『註釈』において、確認される仙覚の参照した『万葉集』の具体的な名前は、「六条家本（二条院御本）」六例（①一五、②一七〇、⑤八〇四、⑧一五二二、⑩三七九〇、⑬四〇八二）、「帥中納言伊房卿手跡本」二例（②二二〇、⑩二二〇三）、「基長中納言本」一例（⑩二二〇三）、「江本」一例（④五一六）のみである。他に「古本」「証本」という名で言及されることもある。用例は必ずしも多くはないが、「六条家本（二条院御本）」が引かれることが他に比べて多いことがわかる。また先に引いた、西本願寺本の奥書において、六条家本は「此本異_レ他、其徳甚多。珍重々々」とし、唯一その奥書まで引かれていた。これらの事実より、仙覚が六条家本に対して高い関心を持っていたことが知られる。『註釈』における六条家本の受容状況を確認しておこう。

なお、仙覚が直接目にした本は、六条家本であるが、『註釈』の中では「二条院御本ノナガレ」や「二条院御本」と記されることもある。二条院御本の点を伝える六条家本ということだから、それらが六条家本のことを指すのは明らかである。本稿では、引用を除いては、仙覚が直接参照した六条家本という名称で統一する。

二 『註釈』における六条家本

1 巻第一、一五番歌

ワタツミノトヨハタ雲ニイリヒネシコヨヒノ月ヨスミ
アカクコソ

コノ「ワタツミノトヨハタ雲」ハ、「トヨハタ雲」トイハムトテ「ワタツミ」トヲケル歟ト云義モ侍也。一ノ義ニハ、海雲ノ古語也トモ尺セリ。當ニ夕日雲赤色ナリ。似_ル幡_ニ雲也。入日能時八月光清也云々。此哥中五文字、ツネニハ「イリヒサシ」ト点ズ。二条院御本ニ「イリヒネシ」ト点ズ。漢字スデニ「祢」ナリ。尤「入日ネシ」ト点ズベシ。就中「イリヒサシ」トイヘルハ、其心ヲホヤウ也。「ネシ」トイフハ、ヤハラグト云コトバナレバ、入日ヤハラヒデハ、可_レ属_ニ晴天_ニコト、殊ソノイハレアヒカナヘル也。

（①一五、二五二〜二五三頁）⁽²⁾

第三句の訓が問題になっている。『註釈』では簡単に触れるだけだが、ここは原文も含め古写本間でゆれを見る。⁽³⁾

「伊理比沙之」 イリヒサシ 宮、細

宮、細 原文「沙」左ニ「祢イ」アリ。「イ」ハ

朱。「祢」ノ左傍ニ「子」アリ。

「伊理比弥之」 イリヒサシ 元、類

元「き」ノ右ニ朱「或本子」アリ。

「伊理比祢之」 イリヒサシ 冷、広

広 原文「祢」ヲ消シ右ニ「沙」アリ。訓「サ」

ノ右ニ「子」アリ、合点施セリ。

「伊理比佐之」 イリヒサシ 紀

「伊理比祢之」 イリヒネシ 文、西、温、矢、京

『註釈』で採用された原文ならびに訓は、西、温など仙覚の文永三年の校訂を伝える本から確認される。神宮文庫本に見る「イリヒサシ」は『註釈』で否定された訓である。したがって、ここは『註釈』に記載されたように、六条家本を読んだから、仙覚はそこに記された原文と訓を採用したと考えられる。

2 巻第二、一七〇番歌

嶋宮勾乃池之放鳥人目尔恋而池尔不潜

此歌ノ発句ヲホクハ「シマミヤノ」ト点ゼルヲホカルベシ。証本トロボシキ本ドモニハ「シマノミヤ」ト点ゼリ。皇子尊ノ宮ノ舍人等働傷作歌ドモヲモチテコ、ロエアハスルニ、「シマノミヤ」トヨメル是宜歟。或ハ「クニシラレマシ、マノミヤハモ」トモヨメリ。アルヒハ「ミタチセシシマヲミルトキ」トモヨメリ。或ハ「タチバナノシマノミヤニアハヌカ

モ」トモヨメリ。或ハ「アサヒテルシマノミカドニ」トモヨメリ。「シマノミヤ」ト和スベシトエラレタリ。第二句又アルヒハ「マガリノイケノ」ト点ジ、アルヒハ「マナノイケナル」ト点ズ。二條院ノ御本ノ流ヲミルニ、「シマノ宮マガリノイケノ」ト点ゼリ。(後略)

②一七〇、四一―四二頁

第一句と第二句が問題になっている。「二條院ノ御本ノ流」には「シマノ宮マガリノイケノ」と訓まれているとある。第一句は、シマミヤノと多くの本で訓まれているが、シマノミヤを仙覚は採用したと述べている。現存古写本の状況を確認しておこう。

シマミヤノ 金、類、紀、広

シマノミヤノ 温、京、緒

シマノミヤ 宮、細、西、矢、京、近、紀(左傍)

第二句は次のようになっている。

マナノイケナル 金、広

マケノイケナル 紀、緒

トマリノイケノ 類、紀、広、朱、宮(左傍)

マガリノイケノ 宮、細、西、温、矢、京、近

『註釈』に見ないトマリノイケノという訓もあるが、仙覚系諸本ではマナノイケナルは採用されていない。したが

って、仙覚はシマノミヤマガリノイケノという訓を採用していたと判断され、それは六条家本の訓と一致する。しかし、ここは、宮の存在があり、六条家本の訓を仙覚は採用したとは断定できない。この点は、後述する。

3 卷第五、八〇四番歌

哀世間難住歌詞中

(中略)「カユキハヒトニイトハエカクユキハヒトニ、クマエ」トハ、トユケバヒトニイトハレ、カクユケバヒトニ、クマレトイフ也。「エ」ト「レ」トハ同韻相通也。此句普通ノ本ドモニハ、ミナ「カクユキハヒトニイトハレカクユキハヒトニクマレ」ト点ゼリ。ソノコトハリアハズ。二条院御本ノ流「カユキハヒトニイトハエカクユキハヒトニクマエ」也。義理尤相叶。殊勝々々。

(⑤八〇四、一六三〜一六四頁)

該当箇所西本願寺本の原文は「可由既婆比等尔伊等波延可久由既婆比等尔邇久延」となっており、最初の「可由」の間に「久」が、最後の「久延」の間に「麻」が補筆されている。

これら各句の訓の古写本での状況は次の通りである。

「カユキハ」

カクユキハ 宮、矢、京、陽、近

カユキハ 紀(原文「和可」、「和」ノ左ニ「イ無」ト

アリ)、西、温

ワカユキハ 細、広(ともに原文「和可」)

広「キ」ヲ消シ右ニ「ケ」アリ。左ニ「二本可久」

アリ。

「イトハエ」

イトハレ ナシ

イトハエ 宮、西、温、矢、京、陽、近

西、矢、京 「エ」青

イトハム 紀

イトハハ 細、広

広「下ノ「ハ」ヲ消シ朱「エ」アリ。「波」ノ右ニ

「ハレシ」アリ。

「カクユキハ」

カクユキハ 紀、細、宮、西、温、矢、京、陽、近

広

広「キ」ヲ消シ右ニ「ケ」アリ。

「ニクマエ」

ニクマレ ナシ

ニクマエ 宮、西、温、矢、京、陽

西、矢、京 「エ」青

ニクマエ 近

ニクマキ 細、広、京緒

広「キ」ヲ消シ下ニ「エ」アリ。

クマキ 紀

最初のカユキハかカクユキハかは仙覚系諸本の中でも異同を見る。宮、矢、京ではカクユキハであるが、西、温にはカユキハとなっており、文永三年の仙覚の校訂ではカユキハと訓んだが、それ以後再び旧訓に戻されたということになる。『註釈』の訓は、西、温に一致し、その根拠に六条家本が用いられたといえよう。また、西、温には「二条院御本」と明記する書き入れがある。西本願寺本のものを書いておく。

朱 「可久由既婆比等尔伊等波延」諸本皆以如此。二条院御本流「可由既婆比等尔伊等波延」義理尤相叶。殊勝々々。

原文が引かれていることは、『註釈』との大きな違いだが、六条家本がカユキハという訓の根拠になっていることは変わらない。

4 卷第八、一五二番歌

多夫手二毛投越都倍吉天漢敵太而礼婆可母安麻多須辨
奈吉

此哥頭句「タフテ」トイフハ、ツブテ也。ツブテヲ
タフテト云ハ阿波国風俗也。此哥発句、常ノ本ドモ
ニハ皆同ジク「タ夫手」トカケリ。コレニヨリテ仮
名ハ「ユフテ」トツケタリ。六条家本「二条院御本
流也」「多夫手」トカ、レタリ。義理尤叶ヘリ。殊
勝々々。

(⑧一五二二、二四九〜二五〇頁)

原文も関わるころだが、古写本の状況は次の通りである。

「夕夫手」 ユフテ 類、紀、広

「多夫手」 タフテ 宮、細、西、温、矢、京

きれいに原文と訓が対応しており、仙覚系諸本いずれも「多夫手」の表記でタフテと訓まれている。ここで否定される「常ノ本ドモ」の表記ならびに訓は類、紀、広に確認される。六条家本に「多夫手」とあるから採用するのだと受け取られうる言辞だが、宮にすでにその表記を見ることは、問題を残す。この点も後述したい。

5 卷第十六、三七九〇番歌

足曳之玉纒之児如今日何限乎見管来尔監
此哥第二ノ句「ヤマカツノコ」ト点ズ。コレハ次上
ノ歌ハ「足曳之山纒之児」トカケリ。コレニヨリテ

今ノ歌モ「ヤマカツラ」ト点ズ。山トイフモタカクマドカナル義也。玉トイフモマタ、カクマロナル義也。玉ノタカキト云ハ、価値ノタカキナリ。モトヨリ此集義読ノ詞、相交レル集ナレバ、玉ヲ「ヤマ」トヨマムコトカタシトスベカラズ。又此三首歌ノ端作ノ詞バニ云「其壯士等不_レ勝_ニ哀頹之至_ニ各陳_ニ所心_ニ作歌三首【娘子字曰_ニ縵兒也】」トイヘリ。シカレバ、カノオトメノ名ハ「カツラノコ」トイヒケルトキコエタリ。シカレバ、「ヤマカツラノコ」トモイヒナセ「タマカツラノコ」トモイヒナストモ、カツラノコトイフモジダニモカハ(ラ)ズハ、カミヨソヘツ_ニクルフタモジハ、イヅレニテモクルシカラヌカタモハベルベシ。イカニイハムヤ、「山」「玉」トモニ字義オナジケレバ、文字ノ二訓ヲバタガヘズシテ和シナサムコト、又アタハズトイフベキニアラズ。二条院御本ノナガレニハ、「タマカツラノコ」ト点ゼラレタリ。彼御本、清輔朝臣ノ奉_レ勅点_ニ之云々。タ_ニシ頭句ノ「アシヒキ」トイフニツキテ「ヤマ」トツ_ニクベキコトハリアリ。シカルヲ、又「高大有石曰_レ山」コトナレバ、玉スナハチ石類也。「タマカツラノコ」ト和セムコト、フカキコトハリニタガフベカラズ。此両点、如_ニ愚老_ニ者不_レ及_レ裁_ニ判_ニ於_ニ其採

用。任_ニ後哲意_ニ。

(16三七九〇、四三三〜四三五頁)

二句目の「玉」をタマと訓むべきか、「義読」してヤマと訓むべきかが述べられる。仙覚は両者の決定を保留しているが、この記事の冒頭にはヤマカツ(ラ)ノコと述べており、ヤマと訓む方によっているかと思われる。頼みの六条家本には原文の文字に忠実なタマカツラノコとあるが、そのみに拠るのではなくアシヒキノヤマというつながりを無視しえなかつたということになる。現存古写本の状況を確認しておこう。

タマカツラノコ 紀、類、古、宮、細、温、広
ヤマカツラノコ 西、矢、京、古(左傍)

西、矢、京「玉」ノ左ニ「タマ 六条」アリ、「タマ」ニ合点施セリ。

仙覚系諸本の中でも文永三年の校訂を伝える西、矢、京のみヤマで、この「註釈」の文言は文永期の校訂を経てからのものといえよう。ただ六条家本は従来のタマカツラノコであつて、自説の補強にはなっていない。それでもヤマの訓を提示したのは、仙覚の自説への自信が見え隠れする。六条家本だから採用するという安易な考えに陥っていないところに注意したい。その点がより明瞭に現れるのが次の例である。

安万射可流比奈能都夜故尔安米比度之可久古非須良波
伊家流思留事安里

此哥第二句ノ読様一端ハラボツカナカルベシ。「比奈能都夜故尔」トカケリ。「都」ノ一字「ミヤコ」也。ノチノ「夜故」ナニノタメニカアラム。サレバ、二條院御本ノ流ニハ「ヒナノツヤコニ」ト点ゼラレタリ。カタマ、不審ハレガタカルベシ。コレニヨリテ、ツラ、コトノコ、ロラ案ズルニ、「ヒナノツヤコ」トヨミテハ、マコトニ真名仮名ノヨミ異義ナク、サニアタレリ。タゞシ、ソノコ、ロアヒカナハズ。「都夜故」トカキテハ「ミヤコ」トヨママムコトハ、傍例ノ証拠モアリヌベシ。タトヘバ、後岡本朝左大臣大紫蘇我連ヲ或ハ「蘇我連羅志」トモカケリ。「連」ノ一字、「ムラジ」ナレドモ、スエニ「羅志」ノ二字ヲ書具セリ。又此集第十六卷、能登国哥ニ「ツクエノシマノシタゞミライヒロヒモテキテイシモチテ」トイフ次ノ句ニ、「都追伎破夫利」トカケリ。「破」ノ一字「ヤブリ」トヨミツベシ。シカレドモ、スエニ「夫利」ノ二字ヲ書具セリ。今ノ歌ノ「ミヤコ」モ又ナドカ「都夜故」トモカ、ザラムヤ。

(18) 四〇八二、四六二、四六三頁)

これはヒナノツヤコニと訓んだ六条家本に対する批判である。傍例の一つとして挙げられた「蘇我連羅志」は問題を残すが、三八八〇番歌「破夫利」が引かれ説得力に富むものになっている。なお古写本の状況を確認しておく次のようになっている。

ヒナノツヤコニ ナシ

ヒナノミヤコニ 元、紀、宮、細、西、温、矢、京、

広

元「の」ノ右ニ墨「フイ」アリ。

京「ミ」ハ「ツ」ヲ磨リ消シテ書ケリ。

すなわち六条家本のヒナノツヤコニを採用している本は存在せず、かろうじて京にその面影を伝えるのみである。

仙覚系諸本、宮を含めミヤコで異同はなく、六条家本を採用しなかつた例となる。

以上が「註釈」に六条家本が確認される諸例である。六例中、先に見た四例は、「註釈」での原文、訓が六条家本のものとして一致し、否定された三七九〇、四〇八二においても、わざわざ名前を挙げていることは、かえって六条家本への仙覚の信頼が窺えるといえよう。しかし、「註釈」の記事と、古写本の状況を勘案すると、矛盾しているかのような事態に遭遇する。それは、仙覚が六条家本を参照した時期の問題である。

三 仙覚の校訂と六条家本

最初に引用した万葉集の奥書に拠れば、仙覚は寛元年間に一度校訂を終え本を残したことがわかる。現存諸本の中で、全巻にわたってこの寛元期の校勘を伝えるのが、神宮文庫本である。仙覚が重視したことが明らかな六条家本は、弘長二年に参看されているわけで、寛元期には利用されなかつたはずである。したがって、『註釈』に六条家本が言及され、しかもそれが訓なり原文なりの根拠となつていないというのが自然に考えられるところである。『註釈』の原文・訓が六条家本のもと同じであるのは、一五、一七〇、八〇四、一五二二の四例である。この中で、一五番歌の例は、『註釈』において宮の訓は否定され、六条家本に拠り改めたと見える。しかし、一七〇、一五二二の二例は、六条家本のもと宮は一致し、寛元年間の校訂に既に六条家本が参照されたかのように捉えられかねない。また、八〇四番歌に関しても、カユキハのところは、宮は異なるが、イトハエ・ニクマエは六条家本と同じである。このような状況はどのように解するべきだろうか。

一七〇番歌から考えたい。ここでは、第一、二句が取り上げられるが、それらは別々に述べられている。主に第一

句に関してだが、そこで仙覚の訓シマノミヤの根拠となつているのは「証本トラボシキ本ドモ」の訓である。その後、用例が仮名書きで出されるわけだが、まず「証本」を言及する点は、仙覚の「証本」とするものへの信頼としてよからう。ここでの「証本」というのは、『万葉集』巻第一の奥書において「三箇証本」とされた松殿入道殿下御本、光明峯寺入道前撰政左大臣家御本、鎌倉右大臣家本を想定してよからう。シマノミヤという訓は、宮に見られ、「三箇証本」はその寛元期の校訂において利用されたものだからである。また『註釈』に「証本トラボシキ本ドモ」と複数になつていることも傍証にならう。ここで、思い起こしたいのは、一七〇番歌の記事における六条家本の位置である。第一句に関しては、積極的な根拠となるようにには書かれず、付加的に記されたといえるのではなからうか。ただし、第二句マガリノイケノに関しては、根拠を述べることなく、六条家本のみが挙げられ、それに拠っているかのような印象は否めない。この句の改訓に関して早急に結論付けるのは危険だが、仙覚は原文の文字「勾乃池之」や、現存しない本の訓よりマガリノイケを採用したのであろう。その確例が信頼すべき六条家本の訓にあつたというのが事の真相ではなからうか。勿論、古写本の訓を以って改訓の根拠とするのは危険にほかならないが、仙覚の方法として

自身が信用できると認めた本に従うというのは、『註釈』の随所に見られることである。

次に一五二番歌に関してだが、六条家本の表記「多夫手」は、宮を含む仙覚系諸本に一致する。ここでは「タブテ」トイフハ、ツブテ也」と語釈を施していることに注目したい。この解は現在も行われており、歌の内容から正しいといえる。仙覚はその意味内容からタブテの訓を試みたのではなからうか。タブテとツブテを結びつける記述は観智院本『類聚名義抄』に「磔」や「飛磔」にタブテという訓みが付されていることを指摘しようが、『註釈』に『類聚名義抄』と明記されるころはなく、仙覚がそれを目にしていた確証はない。むしろここで注目すべきは「ツブテヲタブテト云ハ阿波国風俗也」の一文であろう。仙覚が阿波国に関して知見を有していたことを窺わせる記述は探し出せない。しかし、『註釈』中、『阿波国風土記』は五箇所にわたって引かれ、仙覚が読んでいたことは確実だから、現在は散逸してしまったその『阿波国風土記』の一節にタブテとツブテを結びつける記述が存在した可能性はあろう。それならば、この改訂の根拠に、六条家本を持ち出す必要はなくなり、寛元期にタブテを採用していても不自然ではないことになる。その後、六条家本にも「多夫手」とあるのを見て自説に誤りがないと確信を得たのであ

ろう。なお、西本願寺本の書き入れには「タ夫手」【諸本皆同】。多夫手、六条本、二条院御本流也。殊勝也。」とあり、阿波国に関しての言及はない。

また、八〇四番歌についても、六条家本の訓と宮とは一部一致するだけだから、六条家本の参照の時期が弘長二年であることを否定する材料にはならない。一致するイトハエ・ニクマエに関しても、「同韻相通」が根拠になっており、この考え方は『註釈』の随所に見られ、仙覚が訓を定めるにあたってしばしば利用したものであるから、六条家本を目にする以前からではなくエになっていて不自然でない。以上、六条家本が寛元期の校訂においても利用されていたかのように捉えられかねない例を検証したが、『註釈』には、六条家本以外に根拠となりうる記述が残されていることが確認される。そして、それは寛元期の校訂と関わることを否定しない内容でもあった。六条家本の利用に関しては、寛元の後、弘長二年であることを打ち消す必要はなからう。

このように、寛元年間の校訂の様相をも伝えると考えられる『註釈』であるが、その成立に関して述べておきたい。

四 「註釈」の成立

『註釈』は文永六年（一二六九）成立といわれる。それ

は、『註釈』の奥書にその記された時期が明記されるからである。ただし、仁和寺本『註釈』にはその類の記事は一切なく、ここでは『仙覚全集』本から引いておく。

卷第一 文永六年二月廿四日記之訖。 仙覚在判

卷第二 文永六年沽洗二日、於武蔵国比企北方麻

師宇郷書写畢。 仙覚在判

卷第六 文永六年三月十三日記之畢。 仙覚在判

卷第八 文永六年三月十六日記之畢。 仙覚在判

卷第十 文永六年三月十八日、於武蔵国比企北方

麻師宇郷政所記之畢。 仙覚在判

卷第十三 奥書云、文永六年三月廿一日記之畢。 仙覚在判

卷第十五 文永六年三月廿九日記之。 仙覚在判

卷第十八 文永六年孟夏朔日記之畢。 仙覚在判

卷第二十 文永六年孟夏二日、於武蔵国比企北方麻

師宇郷政所註之了。 權律師 仙覚在判

引用しなかつたところはこのような識語が見られないところである。時雨亭文庫本では卷第一に「本云、文永六年二月廿四日書写了 仙覚在判」とあり、卷第三（『万葉集』卷第三、四の釈）には「本云、文永六年三月十日書写了 仙覚」とある。これらから文永六年成立は明らかだが、卷第一は二月二十四日に書き終え、順に書き継ぎ、卷第二十

は四月二日に終えている。わずか一ヶ月強である。

このような状況に対して佐佐木信綱氏は次のように述べる。⁽⁸⁾

この書（論者注、『註釈』のこと）は、奥書によると、二月から四月にかけて作られたのであるが、是は必ずしもこの短日月の間に作られたものでなく、以前より企てゝゐたものを、この間にまとめたものであらう。

一般的な把握といえようが、いつごろから書かれたかなどの言及はない。その点、『註釈』に引かれる諸本の名より、具体的に時期の考察をしたのが武田祐吉氏である。⁽⁹⁾

彼が短時日の間に全部の奥書を為してゐるところを見ると、これより先註釈を作つて、こゝに至つて書写大成したものと見える。註釈のうちには弘長以後に校した諸本の名による校異を収めてゐる。多分文永三年後到大成したものであらうと思はれる。

『註釈』に引かれた本に着眼し、弘長年間以後と明言している。今回取り上げた六条家本の参照が弘長二年であるから、右の推測は極めて穩当である。『註釈』の記事に即して、成立を検証するのは当然だが、武田氏の論は記載された本の名前のみを向けその記事の内容自体までは踏み込んではいない。その点を検証することは、仙覚研

究の基礎として必要であろう。

今回検証した諸例からも、多少の推測を試みたい。これらの記事、六条家本に關して言及されるから、弘長二年以降成立した記事であることは動かない。しかし、寛元年間の校訂と關わりと感じさせる記述がある一七〇、一五二二番歌のような例は、むしろ寛元期の校訂にそう遠くないうちにその素稿とでもいふべきものが書かれたと推測できないだろうか。この二例において、六条家本に關する記述が付加的になされていくことは、このような背景を持つゆえと考えられるのではなからうか。

いうまでもなく、『註釈』成立を考察するには、そこに記された原文、訓などを総合的に捉えることが肝要であるが、寛元年間の頃から、校訂の覚えのようなものを記していた可能性は認められるだろう。

五 藤原清輔への志向

仙覚が読んだ『万葉集』の名称は、本人の記すところよりいくつか知ることができる。その中で、六条家本を最も重視していたと見なしてよからう。その本は六条家の歌人藤原清輔の点を伝えると、『万葉集』の奥書のみならず『註釈』前掲、三七九〇番歌の釈にも記されている。『註釈』の歌学書の受容状況から、仙覚は六条家の歌学に影響

を受けていると佐佐木信綱氏により夙に指摘され、『註釈』巻第一総論部に清輔の著作『袋草紙』との関連を見出す論が村田正博氏により公にされている⁽¹⁾。また、『註釈』において歌学書を引用する際、具体的な名称が記されることは極めて稀だが、清輔の著作『奥義抄』は四例確認される⁽²⁾。以上の点を踏まえると、仙覚の万葉学の背後に藤原清輔の存在を強く認めてよいだろう。

右の佐佐木・村田氏の研究はあるものの、従来『万葉集』研究史上、藤原清輔の存在はあまり注目されていなかったといわざるをえない。しかし、その清輔が仙覚に強く影響を与えたことが明らかである以上、仙覚以前の万葉、ならびに仙覚自身の校訂を考察する上で、特に留意すべき人物であると思われる。この点の追究は今後の課題としたい。

注

(1) 西本願寺本万葉集の引用は、『西本願寺本万葉集(普及版)』(おうふう 一九九三年九月〜一九九六年五月)に拠り、私に句読点、返り点などを付した。

(2) 仙覚『万葉集註釈』の引用は、基本的に京都大学国語国文学部資料叢書別巻二『仁和寺蔵 萬葉集註釋 仙覚抄』(臨川書店 一九八一年五月)に拠り翻刻した。その際、私に句読点、濁点などを付したが、仮名遣いはそのまま

にした。なお、仁和寺本『註釈』に欠ける巻第一は冷泉家時雨亭叢書第三十九巻『金沢文庫本万葉集巻第十八中世万葉学』（朝日新聞社 一九九四年一〇月）に拠った。引用後に記した頁数はそれらの本におけるその記事の所在を示す。

(3) 古写本の調査は、基本的に『校本万葉集』（岩波書店）に拠ったが、元、類、宮など影印本で確認出来るものに関してはその都度それらを参照した。以降の諸例においても同様。

(4) 『蘇我連羅志』は、他に巻第一総論部（時雨亭文庫本、二二七頁）にも見られるが、何に拠ったか定かではない。仙覚が目にしたことが確実な文献では、『日本書紀』には蘇我氏は「連」一字である。ただ『続日本紀』巻第二十四、淳仁天皇天平宝字六年九月三十日に、「後岡本朝大臣大紫蘇我臣牟羅志」とある。類似を感じさせるが、肝心の「連」が使われていない。ここは現存『続日本紀』諸本に異同はないようである（新大系本校異参照）、仙覚が何に拠って『蘇我連羅志』と記したかは今のところ不明である。

(5) 『註釈』において、「証本」は、④四九〇、⑥九五二、⑩二一六六、⑬四一一の釈にもその名を見るが、いずれも寛元期の訓と関わり、「三箇証本」を想定してよからう。

(6) 観智院本『類聚名義抄』では、法中一に「礫」が、法中一二に「飛礫」がある。その原撰本と位置付けられる

図書寮本『類聚名義抄』では、法上に「石」部はあるが、「礫」「飛礫」ともに見出せない。

(7) ②二二〇、③二五四、二五七、三五二、⑩二九一六の釈文。

(8) 佐佐木信綱「仙覚律師伝」『仙覚全集』（古今書院 一九二六年七月）

(9) 武田祐吉「権律師仙覚の万葉集校勘の由来および経過」『万葉集書志』（古今書院一九二八年三月、後に『武田祐吉著作集』にも収められる）

(10) 佐佐木信綱『万葉集の研究 仙覚及び仙覚以前の万葉集研究』（岩波書店 一九四二年二月）

(11) 村田正博「仙覚『萬葉集註釈』の形成——清輔『袋草紙』とのかかわりをめぐって——」『伊藤博博士古稀記念論文集 萬葉学藻』（瑞書房 一九九六年七月）

(12) 二二二一、二七二二、三三八六、三四六八の釈に確認される。なお、『註釈』において、歌学書の類が引用されること事態は少なくないが、多くその書名は記されず、具体的に名を見るのは、『奥義抄』のほか、藤原範兼『五代集歌枕』七例のみである。

〔付記〕 本稿は、平成十二年七月八日に行われた上代文学会例会での口頭発表をもとに補筆したものである。席上、貴重な意見を賜った、浅田徹氏、小川靖彦氏、新谷秀夫氏、林勉氏に、厚く御礼申し上げます。